

開催
報告

消費者セミナー
「私たちの暮らしと独占禁止法」
～安くて良い商品を買えるワケ～



○日時:2024年2月1日(木)13:30~15:00 ○参加者:18名
○開催方法:Zoom を活用したオンライン開催 ○主催:東京消費者団体連絡センター

独占禁止法は、普段あまり意識することのない法律ですが、消費者の生活に密接に関連し、暮らしを豊かにするための基本的な法律です。

私たちが安くていい商品を買える理由、競争の必要性、独占禁止法に違反する行為や公正取引委員会の役割について、身近な事例も交えながらわかりやすく説明していただきました。



西山 健一さん
公正取引委員会事務総局
官房総務課

公正取引委員会

独占禁止法に関わる違法行為を取り締まり、市場経済の基本ルールが守られるように監視している国の行政機関です。違反する疑いがある企業を調査し、違反のあった企業に対しては排除措置命令をし、違反行為によって得た不当な利益を国庫に収めるよう課徴金納付命令をします。

市場経済

市場経済における「市場」とは、物やサービスを売る売り手(メーカーや小売店)と、買い手(消費者など)が取引を行う場のことをいいます。売り手や買い手が自由に商品の売買を行い、物やサービスとお金が効率よく流通するような経済の仕組みを「市場経済」といいます。

競争の重要性

企業が競争し、さまざまな商品が市場に並ぶことで、消費者は「安い価格」「サービスの充実」など多くの商品の中から欲しい商品を選ぶことができます。競争によって消費者の利益が保たれ、結果として消費者のニーズに合った商品を開発し、販売する企業が売り上げを伸ばし成長していくことになります。

独占禁止法

市場に多くの企業があっても、企業同士で話し合っただけで競争をやめてしまい、消費者の権利を奪ってしまうような行為を禁止する法律です。

代表的な違反行為 ～いずれも消費者の利益が失われてしまう行為！～

【カルテル】複数の企業が連絡を取り合い、本来企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為。⇒競争の自由がなくなるので、高い価格で販売されるおそれがあります。

【入札談合】公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、参加する事業者同士が事前に相談して、受注者や金額などを決めて競争をやめてしまうこと。⇒落札価格が高くなり国などの負担する金額が高くなる可能性があります。

【再販売価格の拘束】正当な理由がないのに、取引先事業者に対して転売する価格を指示し、遵守させること。⇒販売店間において価格の競争がなくなるので、高い価格で販売されるおそれがあります。

【抱き合わせ販売】不当に商品の供給に併せて他の商品を購入させること。⇒商品などの選択の自由を妨げられるおそれがあります。



質疑応答(一部)

- ・部屋を借りる際に家賃債務保証会社との契約を必須とされました。抱き合わせ販売のような気がするのですが。→契約先を変えるという選択もできる状況にあることから、抱き合わせ販売ということは難しいと考えます。
- ・市場がグローバル化している中、海外の企業に対して効力はありますか。独占禁止法は国内だけの適用ですか。→競争法(日本の独占禁止法)は世界各国で導入されています。競争制限的な行為が行われた主体が海外の企業であっても、日本の市場で行われていれば、取り締まりの対象になります。